

「川崎港緑化基本計画（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「川崎港港湾計画（平成26年11月に改訂）」において、市民からの要望として「海に触れ合う場の提供、交流拠点の充実、景観をよくする緑地整備」との意見が多く見られました。このため川崎港が担う環境・交流機能として、「交流機能の拡充と水際線の開放により、市民に憩いと安らぎの場を創出する」との方針が定められました。このたび、よりよい川崎港の港湾緑地を目指すため、「川崎港緑化基本計画（案）」を取りまとめ、市民の皆様からの意見を募集いたしました。

その結果、9通（意見総数16件）の意見をいただきましたので、意見の内容及び意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎港緑化基本計画（案）」に対するご意見をお寄せください
意見の募集期間	平成28年4月13日（水）～平成28年5月13日（金）
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（4月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所（市政資料コーナー） ・ 大師支所、田島支所 ・ 川崎港管理センター（川崎マリエン4階 港湾管理課） ・ 港湾局港湾経営部経営企画課（川崎駅前タワー・リパーク20階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所（市政資料コーナー） ・ 大師支所、田島支所 ・ 川崎港管理センター（川崎マリエン4階 港湾管理課） ・ 港湾局港湾経営部経営企画課（川崎駅前タワー・リパーク20階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	9通（16件）
電子メール	8通（9件）
ファックス	1通（7件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の概要と対応

パブリックコメントで寄せられた意見は、「川崎港緑化基本計画（案）」の趣旨に沿った意見や要望・質問等のほか、内容を充実させる意見があったことから、一部の意見を反映し「川崎港緑化基本計画」を策定するとともに、今後の取組推進に活かしてまいります。

(1) 意見に対する本市の考え方の区分説明

A：意見を踏まえ、案に反映したもの・案を修正するもの

B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの

C：趣旨を踏まえ、今後の参考とするもの

D：案に対する意見・要望であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

(2) 意見の件数と対応区分

区 分	A	B	C	D	E	合計
① 目指すべき姿に関する事		1				1
② 基本方針に関する事	1	1		1	1	4
③ 求められる機能に関する事	1		4			5
④ 活用方策に関する事		1				1
⑤ 維持管理・運営に関する事		3	1			4
⑥ その他				1		1
合 計	2	6	5	2	1	16

(3) 意見の概要と意見に対する本市の考え方

① 目指すべき姿に関すること（1件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
1	「昔のように海と人のつながりを感じることができる」ためには、また昔のように市民が海水浴や潮干狩りができるような港・環境にすべきであり、そうした目標を持つべきです。	本計画においては、水際線の開放により、にぎわいと快適な空間の創出・拡大を図ることを基本方針の一つとしております。こうした方針の実現のため、新たな親水の場の配置に向けた取組を進めてまいります。	B

② 基本方針に関すること（4件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
2	「水際線の積極的な開放」は賛成です。各埋立地（島）で、市民が自由に一周できる遊歩道や自転車道の整備を進めてほしい。現状の港湾地域は、緑地があまりにも少ないです。	本計画においては、水際線の開放により、にぎわいと快適な空間の創出・拡大を進めたいと考えております。また、機能・役割ごとに想定される施設例のうち「H ネットワーク機能」中に遊歩道や散策路について施設例として例示してありますが、頂いたご意見に基づき「自転車道」を追記いたします。	A
3	「海風を感じること」また「風の道」も大変結構ですが、その風の中には、大気汚染物質や有害化学物質等が混入しないようにしてほしい。	大気汚染物質や有害化学物質等については、モニタリングによりその実態を把握するとともに、引き続き工場・事業場の環境対策や交通環境対策を進めてまいります。	E
4	「生物の生息空間の配慮」に関して、多摩川河口の干潟は鳥類などにとって貴重な場所となっています。「良好な景観形成」のためにも必要なので、これを極力保全すべきです。外環道や陸橋ができると、干潟は台無しになってしまいます。	本計画は港湾緑地を対象とした基本計画ではございますが、川崎港は多摩川河口に位置しており、港湾緑地についても海や多摩川をとおして、自然とふれあうことができる空間を目指すべき姿に掲げております。このため、施設の機能配置に際しては、生物多様性（生態系）に配慮した親水の場への利用転換や、水辺で自然（海）とのふれあいを楽しむことができる空間を検討してまいります。	D

<p>5</p>	<p>川崎市の一番の地域課題は市民の一体感の醸成です。川崎市が将来に亘っても持続していくには、有するポテンシャルが十分に引き出され、都市力や魅力向上につながる好循環が生み出され続けることが必要で、それには今よりも市民の一体感を醸成し、全7区に亘る多くの市民が川崎市民としての自覚と川崎市への愛着・誇りを持つようになる状況づくりが不可欠です。</p> <p>一体感醸成には、市内各地区や市民同士の距離感を、物理的にも心理的にも縮めていくことが必要で、特に次の3点が、川崎市が持続していく上での鍵となります。</p> <p>(1) 市内各拠点間の時間距離短縮 (2) 街の美観・都市イメージの向上 (3) 市民の求心力を呼び起こすシンボルづくり</p> <p>川崎港についてもこうした課題に対応する役割を担うことを十分に念頭に置いた上で本計画を策定し、遂行して頂くをお願いします。</p> <p>各市民の市内他エリアへの心理距離が近づき親しみと好感の気持ちが育まれれば、次第に市民が自発的に川崎市全体に貢献する行動や判断、情報発信を行う状況が随所に生まれていきます。そのような状態になれば外からの見え方も、現在は分散している各所の魅力が点から線に繋がり面に広がり、そこで初めて個々の魅力が川崎市全体のイメージ向上に結実します。そして川崎市全体のイメージ向上のメリットは、市内の全てのエリアの全ての町へと還元されます。そしてそうした段階を経て、それらの魅力の中から市民が世代や時代も超えて共通の心の拠り所となる真のシンボルが確立されていくこととなります。反対にそうした状況が構築できなければ、どんな施策を打っていても、川崎は中小都市が野合しているだけの状態に陥り、波及効果や相乗効果が得られずに中期的に都市力として劣勢に立たされ次第に衰退していく道を歩むことは免れません。</p> <p>川崎港は、川崎市の都市イメージ向上を牽引するシンボルとなるポテンシャルがありますが、難点は川崎市の端に位置していることです。川崎市は細長い市域の為、市民が市内の拠点に行</p>	<p>ご意見にありますように、川崎港は地理的には市内の端に位置しており、港湾緑地の利用促進を目指すためには、より魅力的な機能配置と積極的な情報発信が重要であると考えております。このため、特に「グループ1:市民の交流拠点の場」においては、「工場夜景」、「行き交う船舶」、「羽田空港に離発着する飛行機」などの川崎港の魅力的なロケーションを活用した機能の配置を検討してまいります。また、港湾緑地及び緑地内施設を活用したイベント等の開催による魅力向上を図るとともに、HP・広報誌等の各種媒体の活用などによる、情報発信を行うことにより、北部地域を含む広い範囲に、川崎市の魅力スポットの1つとして、積極的にアピールしてまいります。</p>	<p>B</p>
----------	---	---	----------

	<p>くの近隣都市に行くのと同じかそれ以上に時間がかかるといった状況の方が多いため、広域からも訪れたい位の魅力がなければ、川崎市民自体も足を向けません。麻生区の住民がわざわざ行きたくなる位の魅力を放つ、市内外の人々を惹き付ける拠点が川崎港に創出できるかどうか、成否の分かれ目になると考えます。</p>	
--	--	--

③ 求められる機能に関すること（5件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
6	<p>各埋立地（島）で、盛土や高台を作ることには「眺望の場」になるだけでなく、防災のためのシェルターとして活用することもできるので検討をお願いします。</p>	<p>本計画では、港湾緑地に求められる機能として「災害への対応」を盛り込んでおりますが、具体的な施設等は、今後関係各署と調整を図りながら検討してまいります。</p>	C
7	<p>環境学習のためにも、企業・事業者のエネルギー源について、もっと化石燃料から自然・再生エネルギーへの転換を要請し、風力や太陽光発電の基地等を拡大することが必要です。</p>	<p>本市では、平成27年5月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、再生可能エネルギー導入拡大や、環境学習機能を活用した情報発信など、エネルギーに関する取組を総合的に推進しております。川崎港の港湾緑地におきましても、浮島地区には浮島太陽光発電所や「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境PR施設があることから、これらとの連携を図ることで、環境学習や環境情報等の発信に取り組んでまいります。</p>	C
8	<p>機能・役割ごとに想定される施設例に次の施設の追記をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能・役割のC・D・Hに「水上バスや観光クルーズ船用の船着場」 機能・役割のCに「グランピング施設」 	<p>「水上バスや観光クルーズ船用の船着場」につきましては、災害への対応の施設例として「災害用船着場（浮棧橋）」を示しており、平常時に観光船の船着場として有効活用することを検討してまいります。</p> <p>また、「グランピング施設」につきましては、機能・役割ごとに想定される施設例のうち「C レクリエーションの場」に「キャンプ場」として追記いたします。</p>	A

9	<p>塩浜係留護岸においては、屋形船の船着場も活かした臨海観光拠点として集中整備・開発すべく、周辺に公園・広場を整備するとともに、運河や工場夜景を借景とするレストランや商業店舗、イベント施設等の誘致を図ってほしい。また、広域からの集客力を有するコストコホールセール川崎倉庫店との回遊もうまく図られるようなエリアとなることが最も有効であり、そうした展望に基づいた整備計画の策定、施設誘致や施策を仕掛けていくことをお願いいたします。</p>	<p>本計画において、塩浜係留護岸は、水辺拠点として親水の場へと利用転換を図り、運河の景観を楽しみ、水辺で自然（海）との触れ合いを楽しむことができる空間を配置することとなっています。</p> <p>本市といたしましても、いただいたご意見にありますように、周辺との回遊性を高めることは重要と考えており、当該地を取り巻く状況を踏まえながら検討してまいります。</p>	C
10	<p>参考資料の浮島1期地区の〈現況分析図〉には、既設都市公園（浮島町公園）と結節する場所において「都市公園（＝浮島町公園）と共有のエントランス空間を検討」という書かれ方をしていますが、裏を返せば浮島1期地区緑地を浮島町公園と別の新規公園という位置付けで整備した上で連携を図るという発想でしょうか。もしそうだとすれば発想の軌道修正を求めます。浮島1期地区の緑地は浮島町公園の大々的な拡張という位置付けで整備して頂くことが肝要と存じます。</p> <p>“浮島”という名称は語感が良く、アクアラインとの結節点としてドライバーを中心に目にする機会も多い地名です。利点を最大限に活かしてあらゆる手段を講じ、浮島エリアを、拡大した新生“浮島町公園”を拠点にブランド化していく位の意気込みで取り組んで頂きたいをお願いします。</p> <p>また、同現況分析図には「公園最深部まで約700m・公園内の移動手段利用者の誘引が課題」との記載がありますが、この課題への対応と公園の魅力付けの観点から、セグウェイのレンタルサービスステーションの設置と公園内での利用を図って頂くことを提案します。加えて本公園のロケーションを十分に活かして、訪れる人が魅力を満喫できる施設として、砂浜、ドッグラン、グランピング施設、ロングコースのスカイサイクル、海に張り出した展望台（若洲海浜公園のヨット訓練所横の展望台のイメージ）の設置を求めます。</p>	<p>本計画においては、浮島1期地区の緑地の機能・役割につきまして、水（海）とのふれあいの場、行き交う船舶、羽田空港に離発着する飛行機や多摩川の河口の眺望が楽しめる川崎港の新たな魅力スポットとすることとしております。</p> <p>港湾緑地に位置づけられる浮島1期地区の緑地については港湾法に基づく緑地。浮島町公園については、都市公園法に基づく公園となっております。法的な位置づけの違いはありますが、同じ本市が整備する公園として、機能・役割の検討に際しては、隣接する（浮島町公園）を十分に配慮したうえで検討を進めてまいります。</p> <p>また、緑地内の機能配置につきましては、今後市民の意見等をいただき、周辺整備の進捗状況を踏まえながら検討してまいります。</p> <p>なお、「グランピング施設」につきましては、機能・役割ごとに想定される施設例のうち「C レクリエーションの場」に「キャンプ場」として追記いたします。</p>	C

④ 活用方策に関すること（１件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
1 1	かねてより、東扇島の中を移動するのに貸自転車等があると便利と考えていたので、「レンタル自転車の活用・導入」が計画されたことは良いことと思いません。	市民の交流機能の場、水際線開放の場、緑地間移動の場となる緑地において、レンタル自転車の活用・導入について検討し、港湾緑地のアクセスの多様化への対応を図ってまいります。	B

⑤ 維持管理・運営に関すること（４件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
1 2	<p>市の木と市の花に歴史や風土にどのように関連するかの説明がないのは、植物の品種などの有識者の意見も聞かず、ただ単に人気投票の結果をそのまま反映してしまったためです。誰も椿の木を大事にしないので、ずたずたに伐られた哀れな姿をあちこちで目にします。豊かに枝を伸ばした椿の木は、麻生区まで行かなければ見ることはできません。花壇につつじがたくさん植えられているのは市の花だからではなく、どこの町でも植木屋さんが植えるのがつつじだからにすぎません。市の花として愛着をもって見ている人はどれだけいるのでしょうか。また、区の木と区の花も、歴史と風土を説明せず、人気投票の結果なので矛盾だらけです。幸区の木と花は、アメリカハナミズキと山吹ですが、検討の過程は安易でした。幸区に日米友好の歴史はないし、「七重八重」の歌から材をとっているなら八重の山吹でなければなりません、できたマークは一重です。</p> <p>市役所通りの銀杏並木だけはよく手が入っていますが、刈り込み方は不自然です。</p> <p>専門家にその地方に元から生えている種類を確認して、在来広葉樹を優先すべきです。外来種だらけの緑地を作ってはいけません。枯れやすく、防火性能もありません。</p> <p>役所がなんでも行うよりも、敷地内緑化を進めている会社の工場を表彰し、企業の緑化を支援した方が、地域全体が緑になり、働く人の環境を守ることになります。</p> <p>各区の健康の森のように、整備を行うボランティアを養成する必要があります。埋立地の街路樹が、手入れが面倒だから、上がばっさり切られている木</p>	<p>本市では、緑の保全・創出・育成にあたり必要な技術的な指針として「川崎市緑化指針」を策定しております。</p> <p>港湾緑地内の植栽につきましては、当該指針を参考としながら、海辺という環境を考慮しつつ、検討を行うとともに、植栽の管理につきましては、各緑地の維持管理マニュアルを作成し、管理コストの縮減やセキュリティ強化などを目指し、管理しやすい植栽への転換に向けた取組を積極的に進めてまいります。</p> <p>また、維持管理マニュアル作成の際には、民間企業やボランティアとの協働による維持管理手法及び運営方策の検討を進めてまいります。</p>	C

	<p>がたくさんあります。究極の人工林である、明治神宮の杜のような山づくりを目指してください。</p>		
1 3	<p>東扇島西公園は駐車場にアクセスする道路の雰囲気が悪いからか、海を眺望できる割には開放感よりも閉塞感が漂い、わくわく感が薄く、清潔感も足りない公園となってしまっています。場の潜在価値を活かしきれていない状態ですので改善策の検討をお願いします。</p>	<p>現在、本市では港湾緑地を含む臨港地区において、官民合同の一斉清掃活動や放置自動車の監視パトロールを実施し、川崎港の美化に努めております。</p> <p>しかしながら、一部利用者によるゴミの投棄や、放置自動車や迷惑駐車が見られ、景観を損ねているばかりか、港のイメージ低下を招いています。</p> <p>本計画では、維持管理・運営に関する基本計画において、緑地ごとの利用ルール・マナーの明文化、周知の徹底を実施することとしており、今後とも利用者のルール・マナーの向上に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>加えて、周辺企業や協力団体などとともに、イベント開催時の他、ボランティアとの協働による公園清掃などの管理手法についても検討を行い、港内の美化推進に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
1 4	<p>緑地の意義は、人々に潤いをもたらすことです。住む人、働く人、そして何よりも訪れる人々が心地好い時間と空間を感じることで、市民の地元への愛着や誇り、市内で働く誇り、川崎市への好イメージを育み、それによって川崎市を大切に人が市内外に増え、川崎市の都市力が上がっていく好循環を生み出して行く、そうした目線を持って取り組むべき重要な事項です。</p> <p>しかしながら、自然の緑と違って市街地における緑地は、モラルが高くマナーを守る人が折に触れて訪れてその場所を好きになるような魅力を有し、そうした利用者の目にさらされながら管理していく状況を構築出来ないと、「路上や植栽へのゴミ投棄・放置」「路上駐車」「迷惑行為の横行」などの負の側面が大きくなり、いくら緑があっても、そこに潤いの雰囲気が醸成されず、逆に殺伐とした雰囲気の漂う結果となってしまい、ポイ捨てや不法投棄がさらに多発する悪循環、そして治安の悪化、荒廃、イメージ悪化などに帰結してしまいます。緑地の魅力と賑わいづくり、並びに緑地における清潔感と安心感を定常的に維持できる仕組みづくりについて十分に留意の上、本計画の遂行をお願いします。</p>		
1 5	<p>川崎港周辺の臨海部の道路沿いや、幹線道路の植栽帯等をはじめとして、川崎市内のあちらこちらにおいて、業務用トラック等からが多いと思われる、弁当の殻などが詰まったゴミ袋・ペットボトル・空き缶等をはじめとした多くのゴミ・汚物のポイ捨てが横行しています。こうした行為を野放しにすることの決してないように、ポイ捨て者の摘発と厳罰の徹底を求めます。</p>		

⑥ その他（１件）

No.	意見概要	本市の考え方	区分
16	<p>公共建築物への木材利用が法制化されています。市内の施設で使われるようにお願いします。内装に木を使った建物、木造校舎は、疲れにくく、感染症を抑制する効果があると言われてます。木の持つ調湿効果は、臨海部でも必要です。</p> <p>これからの川崎の海辺の木は、これまでの失敗を繰り返さず、地域と共にあるものとなるように、最後まで大切に使い切ることを子ども達に伝える役割を果たしてくれるように願っています。</p>	<p>具体的な施設設置に関しては、今後関係部署と協議しながら進めてまいります。公共建築物への木材利用につきましては、「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を踏まえ、施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮した上で検討してまいります。</p>	D